

令和 8 年熊本地震に係る災害により被害を受けられました皆様へ

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

令和 8 年熊本地震に係る災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

— 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 —

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡ください。

■ 弊社担当窓口：フリーダイヤル:0120-004-593（受付時間：平日 9:30～17:00）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
熊本県	熊本市（くまもとし）、八代市（やつしろし）、 水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、 菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、 上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、 天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、 下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、 菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）、 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）	7 月 28 日

以上